

## 2023. 4. 27 第53回口頭弁論期日後の記者会見要旨

前回の期日は1月24日でした。本日は、第53回口頭弁論期日でした。

今回、被告は、私たちが、ずっと前から「A17断層が敷地内にあること、それは、活断層である」と主張していることに対し、反論の準備書面を提出してきました。しかし、今回の被告の主張も、反論にはなっていないように思います。詳しくは、次回以降に主張していく予定です。

さて、福島第一原発の事故から12年が経ちました。マスコミの世論調査の結果では、原発の活用を容認する回答が過半数を超えるようになったとのこと。ロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格が急騰していることが、この結果に大きな影響を与えているのかもしれませんが、国民の多くが福島の惨状を忘れつつあることが一番の理由だと思います。「『さようなら原発』1千万署名 市民の会」の呼びかけ人として「もう1台の原子炉も再稼働させね。そのために働く」と言っていた大江健三郎さんが3月3日に亡くなってしまいました。そして、その会の呼びかけ人の一人であった坂本龍一さんも3月28日に亡くなってしまいました。坂本さんは、亡くなる直前、中日新聞に「2011年の原発事故から12年、人々の記憶は薄れているかもしれないけれど、いつまでたっても原発は危険だ。いやむしろ時間が経てば経つほど危険性は増す。・・・わが国では、何故最も危険な発電方法を推進しようとするのか分からない。・・・世界の地震国で国民を危険にさらし、自分たちの首もしめるというのに、そこまで執着するのはなぜだろう。」とメッセージを寄稿しました。大江さん、坂本さんの思いを私たちは受け継いでいかなければなりません。

現在、国会では「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」の審議が始まっています。5つの法律、つまり、原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法、再処理法、再エネ特措法の改正案です。今回の改正案は、福島第一原発の事故を教訓として進められてきた原発規制の改正方向を逆転するものです。福島第一原発の事故の教訓は、原子力規制は政府から独立していなければならないし、国民に対し透明性が確保されていなければならないというものですし、原発技術は巨大な危険性を内包しているから、他に安全で合理的な発電方法があれば、脱原発を選択すべきというものでした。しかるに、今回の改正案は、岸田政権が進めている①原発再稼働の加速、②原発の運転期間の延長、③「次世代革新炉」の開発・建設という政策を実現しようというものです。原子力政策が福島第一原発事故の前に戻ってしまいます。多くの市民団体が、この束ね法案に反対を表明しています。脱原発弁護団全国連絡会も、4月10日に反対声明を出しています。同会のホームページをご覧ください。

わが国の政府のやり方と正反対なのがドイツでした。ドイツでは、ウクライナ侵攻でエネルギー危機が深刻化していることを踏まえても、福島第一原発事故を契機

とした脱原発政策を維持しようとしています。4月15日には、最後の原発が運転を停止しました。わが国もドイツの政策を見習うべきです。

私たちは、大江さん、坂本さんの思いを受け継ぎ、脱原発のために更に活動を進めていく決意です。皆様のご協力、ご援助をよろしくお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘